

第1章 公共事業景観形成指針について

第1章 公共事業景観形成指針について

1. 栃木県景観条例の骨子と栃木県公共事業景観形成指針

栃木県では、「栃木県景観条例」を平成15年3月に制定し、同4月1日より一部施行しています。

栃木県景観条例は、「総則」、「景観形成方針」、「県の景観形成の推進に関する施策」、「県民等の景観形成活動」、「栃木県景観審議会」及び「雑則」の6章立てで構成されています。

このうち、第3章の「県の景観形成の推進に関する施策」において、5つの施策（「地域における景観形成」、「大規模行為に係る景観形成」、「公共事業に係る景観形成」、「啓発活動等」及び「市町村の連携等」）を掲げています。

この5つの施策の主要となる「公共事業に係る景観形成」を目的として、公共事業景観形成指針は、県をはじめとして公共事業を行う者が、良好な景観づくりに配慮した事業の実施を図るための指針となるものです。

栃木県景観条例の骨子（体系）

<p>第 章 総 則</p>	<p>目的：地域の特性を生かした魅力ある景観形成を図り、将来の世代に継承すべき美しい県土形成 定義・責務（県、県民、事業者）</p>
<p>第 章 景観形成方針</p>	<p>・県土の景観形成の全体的な枠組みとなる基本方針を予め定めて公表</p>
<p>第 章 県の景観形成の 推進に関する施策</p>	<p>地域における景観形成 【景観形成地域の指定及び地域景観形成計画の策定】 ・市町村等のまちづくり計画等に併せて地域指定（及び手続き） ・地域内の景観形成の方針や施策に関する計画策定（及び手続き） ・地域住民への啓発活動や公共事業等における計画への配慮規定 【景観形成重点地区の指定、重点地区景観形成基準の策定】 ・景観形成地域内に景観形成重点地区を指定（及び手続き） ・重点地区景観形成基準の策定（及び手続き） 【景観形成重点地区内での行為】 ・景観形成重点地区内における建築行為等の届出 ・重点地区景観形成基準の遵守 ・届出の適用除外（国・県・市町村等）、指導等（勧告・公表） ・既存建築物等に対する景観形成上必要な指導 等</p> <p>大規模行為に係る景観形成 大規模行為（一定規模以上の建築物等の新築等、開発行為） 【大規模行為景観形成基準】告示 【大規模行為景観形成規準の遵守】 【大規模行為の届出】着手の30日前 【適用除外】国・県・市町村 【指導等】勧告・公表（基準に適合せず、指導にも従わない場合）</p> <p>公共事業に係る景観形成 【公共事業景観形成指針の策定】 【指針に適合した景観形成の配慮、要請】国・県・市町村等</p> <p>啓発活動等 【知識の普及、情報提供等】【県の景観形成施策に対する普及啓発】</p> <p>市町村との連携等 【市町村と連携した施策の推進、市町村施策への援助】</p>
<p>第 章 県民等 の景観形成活動</p>	<p>・住民等が自らの地域における景観形成を自主的に推進するための一つの手法として、住民協定等の制度を設け、その手続きについて定める。</p>
<p>第 章 栃木県景観 審議会</p>	<p>・基本方針の内容、大規模行為の基準、景観形成地域の指定、公共事業の共通ルール等の審議調査機関。</p>
<p>第 章 雑則</p>	<p>・財政上の措置、県条例と市町村条例との調整規定、規則への委任。</p>

2 . 栃木県公共事業景観形成指針の対象と目的

県土の良好な景観は、地域固有の歴史性や風土などを背景に、公共空間と民有空間の施設整備における、景観的配慮により形成されます。

とりわけ公共空間は、施設規模が大きく、多くの人が集う身近な空間である場合が多く、県土の景観形成に著しい影響を与え、さらに県民の景観に対する意識や来訪者が持つイメージにも影響が及ぶことから、公共事業等は景観づくりにおける先導的役割を担うものとして、公共施設デザインの質的向上が求められています。

多様な景観を有する本県において、その公共空間にふさわしい施設整備として、単に景観を損ねないものとするだけでなく、積極的に優れた景観づくりに寄与していくことが望まれますが、そのためには、狭義のマニュアルや基準（ガイドライン）などによって、単純に一言で規定できない側面があります。

しかしながら、公共事業等に係る様々な検討の場面で、事業者が常に景観の美しさや魅力を考え、創造することを心がけることで、その場によりふさわしい形態を導き出し得るものと考えられます。

本景観形成指針は、県をはじめ、国、市町村及び公共的団体が行う、土木、建築等に関する事業（公共事業等）を対象としています。

そして、これらのあらゆる場面での景観づくりの手法を示すことにより、公共事業等の実施にあたって景観的配慮を促していくことを目的とします。

3. 公共事業による景観形成の基本的理念

事業担当者の経験や知識の研鑽

景観形成に対する認識や配慮が足りずに、例えば公共事業の景観づくりとは、整備費のかかる単に表面的な化粧であるとして、地域の景観についてその生かし方を間違えると、景観を破壊することにもなりかねません。

事業担当者においては、その認識や配慮、それに基づく景観の生かし方について、状況に応じて「考える」ことが重要であり、さらなる経験や知識の研鑽が求められます。

地域特性や親しみやすさなどの反映

これまで多くの公共事業は一面では機能的側面の重視に偏り、無機的で無表情の施設を多く生み出してきたことによって、地域の景観が画一化されてきたといわれます。

昨今、自然環境やまちづくりに対する関心の高まりに伴い、公共事業においても背景となる景観への配慮や潤い、魅力、愛着、親しみなどが求められています。

多くの人々に愛され、親しまれ、かつ、個性的な公共施設デザインとするために、その土地固有の地域特性（歴史や文化、風土など）を十分ふまえ、デザインに反映させていくことが重要であると考えられます。

その場所にふさわしいデザイン

地域性の表出に配慮するあまり、観光地や過疎地などでは賑わいや地域の個性を表現するための「演出」が過度となり、時として自然景観や生活空間との不調和を引き起こす場合があります。

演出も時には必要ですが、その一方で、周辺状況を十分把握し、その場にふさわしいデザインなのかどうかを検討することも必要です。そのためには、事業担当者が現場に赴いて、状況を肌で感じることもその場にふさわしいデザインを生み出すために重要なことと言えます。

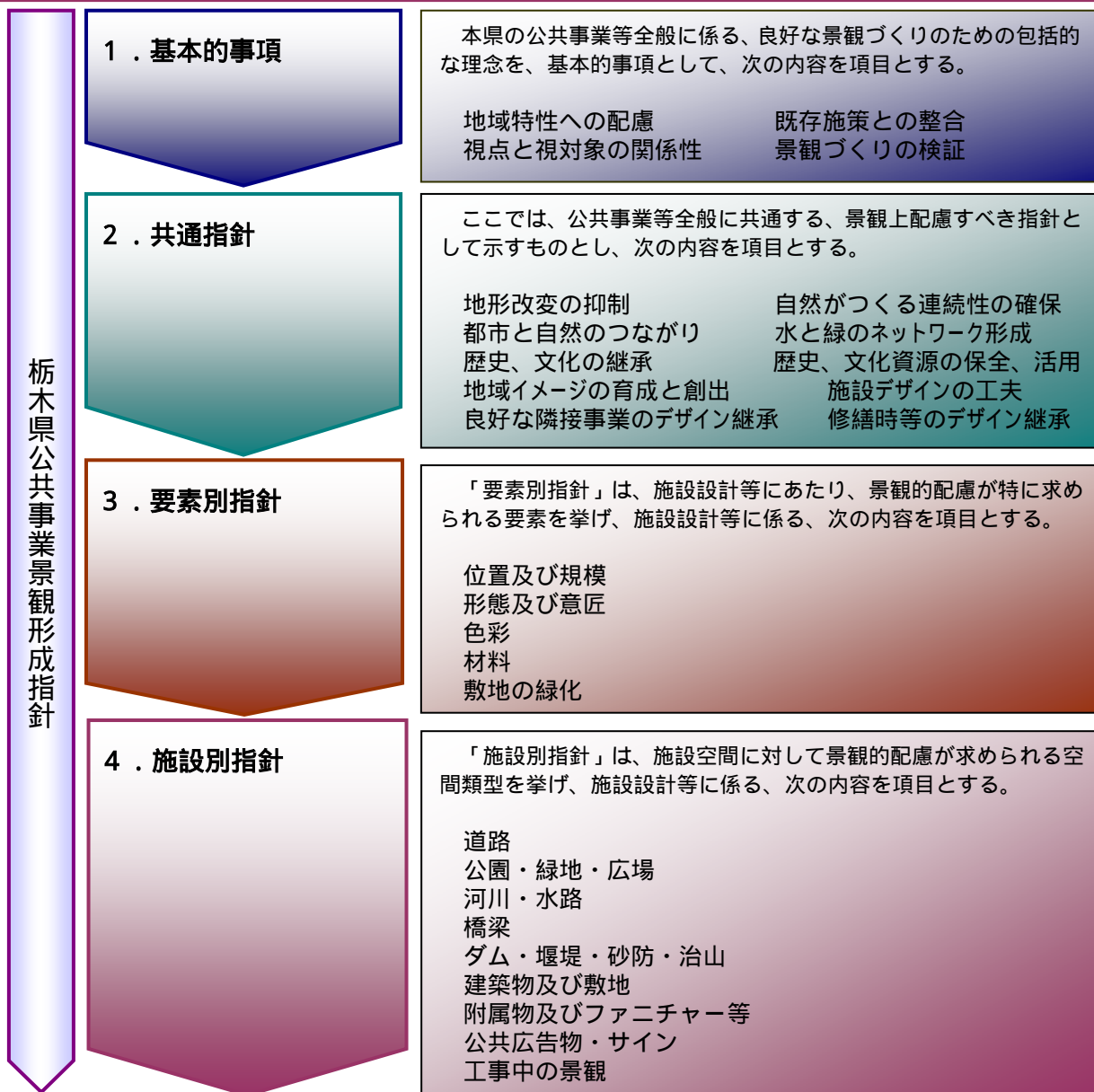
多くの人々による共通認識の確立

景観づくりには、専門的な学説や理論も重要ですが、地域の景観づくりについては、県民のまちづくりに対する意識の高まりに伴い、県民とともに議論し、共通認識を深めながら進めていくことが望まれます。

また、観光や地域活性化に結びつく、地域固有の景観を感じる視点は、むしろ来訪者の意見も重要であり、これらを含めた、より多くの人々の視点に立って、景観づくりを考えていくことが重要です。

4 . 栃木県公共事業景観形成指針の使い方

景観指針の項目



景観形成指針の使い方

公共事業景観形成指針は、良好な景観づくりのための共通認識事項をまとめたものです。

景観的配慮を理解するためには、公共事業を行う担当がその事業に係る項目を当てはめ、指針の内容をチェックリストによって確認することが効果的です。

指針の項目は、わかりやすくなるように、なるべく重複を避けて分類を行っていますが、多様な公共事業等をこれらの分類のみで網羅することは不可能です。しかし、個々の事業において項目の分類通りに当てはまらないケースがあったとしても、担当者が担当事業の景観的配慮のためのヒントを、指針を通じて得てもらうことが重要であり、担当する事業の要素や空間特性を、多角的に幅広く捉え、関係すると思われる項目を適用してください。

仮設や災害等の緊急時における事業について

公共事業においては、災害時等によって一時的に「仮設」「緊急時対応」により整備するケースがあります。この場合、十分な時間やコストをかけて景観的配慮を行うことが難しいことから、厳密に適合を求めないものとしします。

しかしながら、当面はそのままでも機能面での役割が果たせるとして、長期的に景観的配慮がなされないままとならないよう、あくまでも一時的なものとして認識し、最終的に景観面での配慮を伴った整備を行うような道筋を付けておくことが望まれます。